

次期成年後見制度利用促進基本計画に係る中間とりまとめ

令和3年7月30日

成年後見制度利用促進専門家会議

目次

はじめに	1
○ 中間とりまとめまでの経緯	1
○ 中間とりまとめに当たっての基本的な考え方	1
I 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりとその持続的な機能強化	3
1 権利擁護支援の地域連携ネットワークの持続的な機能強化に関する基本方針	3
（1）基本方針	3
① 都道府県の機能強化等による中核機関等体制整備の推進（現行計画の課題への取組）	3
② 多様な主体による権利擁護支援の機能強化（次期計画の推進）	4
③ 地域連携ネットワーク関係者の連携・協力体制の強化（次期計画の推進）	4
（2）地域連携ネットワークづくりの基本的考え方	4
（3）地域連携ネットワークづくりの主体	5
（4）市町村の役割	5
2 都道府県の機能強化等による中核機関等体制整備の推進	6
（1）都道府県の基本的な役割	6
（2）都道府県による市町村体制整備支援の機能強化	6
（3）市町村への具体的な支援内容及び都道府県自らの取組	6
① 継続的な研修の実施	7
② 都道府県単位での連携のしくみを通じた実態把握等	7
③ 市町村等への情報提供や相談対応	7
④ 市町村の課題に応じた支援や調整の実施	7
⑤ 都道府県自らの取組の実施	7
3 多様な主体による権利擁護支援の機能強化	8
（1）互助・福祉・司法における権利擁護支援の機能強化	8
（2）担い手の確保・育成等	8
① 市民後見人の育成・活躍支援	9
② 法人後見の担い手の育成	9
③ 専門職後見人の確保・育成	10

(3) 成年後見制度と日常生活自立支援事業等との連携の推進及び同事業の実施体制の強化	11
4 地域連携ネットワーク関係者の連携・協力体制の強化	11
(1) 中核機関のコーディネート機能の強化による地域連携ネットワークの機能強化	11
① 機能強化の基本方針	11
② 広報及び相談の機能強化	12
③ 受任者調整及び後見人支援の機能強化	13
④ 地域連携ネットワークの更なる機能強化の検討	14
(2) 地域連携ネットワークの更なる機能強化に向けた関係機関の連携推進	14
(3) 権利侵害の回復支援における市町村の対応	14
① 市町村の責務	14
② 市町村長申立の適切な実施	15
(4) 家庭裁判所の役割と連携に向けた取組	15
(5) 専門職団体の役割と連携に向けた取組	16
① 基本的役割	16
② 具体的な取組	16
(6) 新たな連携・協力体制の構築	17
Ⅱ 本人のための成年後見制度の運用改善等	18
1 高齢者と障害者の特性に応じた意思決定支援とその浸透	18
(1) 成年後見制度の利用促進における意思決定支援の浸透	18
(2) 様々な分野における意思決定支援の浸透	19
2 適切な後見人等の選任・交代の推進等	19
3 任意後見・補助・保佐の利用促進等	19
(1) 任意後見・補助・保佐の利用促進	19
(2) 任意後見制度の趣旨に沿った適切な運用の確保に関する取組	20

はじめに

○ 中間とりまとめまでの経緯

現行の成年後見制度利用促進基本計画（平成 29 年 3 月 24 日閣議決定。以下「基本計画」という。また、現行の基本計画を「現行計画」と、変更後の基本計画を「次期計画」という。）は、平成 29 年度から令和 3 年度までを計画期間とするものであり、本年度がその最終年度に当たる。

成年後見制度利用促進専門家会議（以下「本会議」という。）は、本年 3 月 25 日に法務大臣、厚生労働大臣及び総務大臣から、基本計画の変更の案の作成に当たって盛りこむべき事項について意見を求められた。

そこで、本会議は、地域連携ネットワークワーキング・グループ、福祉・行政と司法の連携強化ワーキング・グループ及び成年後見制度の運用改善等ワーキング・グループを設置して、検討を進めてきた。

今般、本会議を 3 回、地域連携ネットワークワーキング・グループを 7 回、運用改善等ワーキング・グループを 1 回開催し、次期計画において迅速に取り組むべき内容を中心に、本会議の「中間とりまとめ」を行った。

本会議は、本中間とりまとめを踏まえ、最終とりまとめに向けて更に検討を深めていく。

○ 中間とりまとめに当たっての基本的な考え方

近年の人口の減少、高齢化、単身世帯の増加等を背景として、地域共生社会の実現を目的とした様々な福祉施策等が進められている。

この地域共生社会は、制度・分野の枠や「支える側」と「支えられる側」という従来の関係を超えて、住み慣れた地域において、人と人、人と社会がつながり、すべての住民が、障害の有無にかかわらず尊厳をもってその人らしい生活を継続することができるよう、社会全体で支え合いながら、ともに地域を創っていくことを目指すものである。

一方、ノーマライゼーション¹、自己決定権の尊重²等を基本理念とする成年後見制度は、認知症、知的障害その他の精神上的の障害により判断能力が不十分な人の権利擁護を支える重要な手段であり、身上保護³と財産管理の支援によって、本人の地域生活を支える役割を果たしている。また、その利用促進の取組は、市民後見人等地域住民の参画を得ながら、家庭裁判所、関係行政機関、地方公共団体、専門職団体、民間団体等の協働による権利擁護支援の地域連携ネットワークを通じて推進されるべきものである。このネットワークは、他の

¹ 成年被後見人等が、成年被後見人等でない人と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい生活を保障されるべきこと。

² 障害者の権利に関する条約第 12 条の趣旨に鑑み、成年被後見人等の意思決定の支援が適切に行われるとともに、成年被後見人等の自発的意思が尊重されるべきこと。

³ 本人の財産の管理のみならず身上の保護が適切に図られるべきこと。

様々な支援・活動のネットワーク⁴と連動しながら、地域における包括的・重層的な支援体制をかたちづくっていくことで、地域共生社会の実現という共通の目的に資することになる。したがって、成年後見制度の利用促進とは、単に利用者の増加を目的とするのではなく、全国どの地域においても、制度の利用を必要とする人が、尊厳をもってその人らしい生活を継続することができるような体制の整備を目指すものでなければならない。

ところで、現行計画では、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を施策の目標の一つとして掲げた一方で、その中核的な概念である権利擁護支援については必ずしも明確に定義してはいなかった⁵。そこで、次期計画ではこれを明確にした上で取組を進めていくことが重要である。権利擁護の重要な手段である成年後見制度の特長を鑑みると、権利擁護支援とは、本人を中心にした支援・活動の共通基盤であり、意思決定支援⁶等による権利行使の支援や、虐待対応や財産上の不当取引への対応における権利侵害からの回復支援を主要な手段として、判断能力が不十分な人⁷が、地域社会に参加し、共に自立した生活を送る⁸という目的を実現するための支援活動であると定義することができる。

このような権利擁護支援の概念は非常に幅広いものであるが、それは、成年後見制度は誰もが利用する可能性のあるものであり、その潜在的な利用者を広く念頭に置いた上で、全国的に施策を展開することが、地域共生社会の実現にも資するからである。

以上のように次期計画では、地域共生社会の実現という目的に向け、本人を中心にした支援・活動における共通基盤となる考え方として「権利擁護支援」を位置付けた上で、権利擁護支援の地域連携ネットワークの一層の充実などの成年後見制度利用促進の取組をさらに進めていくこととする。

⁴ 例えば、高齢者支援のネットワーク、障害者支援のネットワーク、子ども支援のネットワーク、生活困窮者支援のネットワーク、地域社会の見守り等の緩やかなネットワーク等がある。

⁵ 現行計画では、権利擁護支援の地域連携ネットワークの役割の一つである「権利擁護支援の必要な人の発見・支援」において、権利擁護に関する支援の必要な人として、「財産管理や必要なサービスの利用手続を自ら行うことが困難な状態であるにもかかわらず必要な支援を受けられていない人、虐待を受けている人など」を掲げている。

⁶ 「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」では、「意思決定支援とは、特定の行為に関し本人の判断能力に課題のある局面において、本人に必要な情報を提供し、本人の意思や考えを引き出すなど、後見人等を含めた本人に関わる支援者らによって行われる、本人が自らの価値観や選好に基づく意思決定をするための活動をいう」とされている。

⁷ 「判断能力が不十分な人」と限定しているのは、本中間とりまとめが成年後見制度の利用促進に関するものであるため。

⁸ 障害者権利条約第19条を参照したもの。同条は、「この条約の締約国は、全ての障害者が他の者と平等の選択の機会をもって地域社会で生活する平等の権利を有することを認めるものとし、障害者が、この権利を完全に享受し、並びに地域社会に完全に包容され、及び参加することを容易にするための効果的かつ適当な措置をとる。」と規定している。

I 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりとその持続的な機能強化

1 権利擁護支援の地域連携ネットワークの持続的な機能強化に関する基本方針

(1) 基本方針

次期計画における権利擁護支援の地域連携ネットワーク（以下「地域連携ネットワーク」という。）⁹の整備・拡充については、以下を基本方針として、進めていくことが重要である。

- ① 都道府県の機能強化等による中核機関等体制整備の推進（現行計画の課題への取組）
- ② 多様な主体による権利擁護支援の機能強化（次期計画の推進）
- ③ 地域連携ネットワーク関係者の連携・協力体制の強化（次期計画の推進）

① 都道府県の機能強化等による中核機関等体制整備の推進（現行計画の課題への取組）

- ・ 地域連携ネットワークについては、全国どの地域においても、尊厳をもったその人らしい生活を継続することができるよう、必要な人が成年後見制度を利用できるようにすることを目的として、市町村が主体となって体制整備を進めてきた。そして、市町村による中核機関の整備等によって、地域連携ネットワークにおける広報・相談の取組が進んできており、必要な人が成年後見制度を利用できる体制が全国各地で構築されつつある。
- ・ 一方で、現行計画の取組では、人口規模が小さく、社会資源等が乏しい町村部などで体制整備が十分に進んでいないため、次期計画においては、都道府県による市町村体制整備支援の機能を強化し、小規模市町村を始めとした市町村における中核機関等の体制整備・地域連携ネットワークの構築を促進する必要がある。

⁹ 地域連携ネットワークとは、全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるよう、各地域に相談窓口を整備するとともに、権利擁護支援の必要な人を発見し、適切に必要な支援につなげる地域連携のしくみである。

「権利擁護支援の必要な人の発見・支援」、「早期の段階からの相談・対応体制の整備」、「意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築」という3つの役割を念頭に、既存の保健・医療・福祉の連携（医療・福祉につながるしくみ）に司法も含めた連携のしくみを構築するものとされ、「チーム」「協議会」「中核機関」を構成要素とする。

各地域において、ア）広報機能、イ）相談機能、ウ）成年後見制度利用促進機能、エ）後見人支援機能の4つの機能について、段階的・計画的に整備するとともに、オ）不正防止効果に配慮することが求められている。

② 多様な主体による権利擁護支援の機能強化（次期計画の推進）

- ・ 次期計画では、尊厳をもったその人らしい生活が継続できる形で制度利用が促進されるよう、これまでの広報・相談の取組に加えて、後見人等の受任者調整を含めた制度の利用促進や後見人等の支援を充実させていく必要がある。

一方、成年後見制度の利用促進は地域・福祉・司法など様々な分野・主体が関わるものであること、今後、2025年を迎えて認知症高齢者が増加するなどして、成年後見制度の利用を含む権利擁護支援のニーズが更に多様化、増大する見込みであることに対応して、今後は、地域連携ネットワークを多様な主体の積極的な参画の下で持続可能な形で運営することを後押しする必要がある。このため、次期計画では、現行計画が中核機関に求めてきた地域連携ネットワークのコーディネート機能を強化する。

- ・ 具体的には、中核機関のコーディネート機能の強化等により、住民同士の「互助」、「福祉」による支援、「司法」による支援の各々における権利擁護支援機能を強化する。

③ 地域連携ネットワーク関係者の連携・協力体制の強化（次期計画の推進）

上記②のとおり、次期計画では、地域連携ネットワークが多様な主体の積極的な参画の下で持続可能な形で運営される必要がある。

そのため、中核機関のコーディネート機能の強化等により、上記②の多様な主体による権利擁護支援の機能強化に併せて地域連携ネットワーク関係者の連携・協力体制を強化し、地域連携ネットワーク全体としての機能強化が持続可能な形で図られることを促進する。

（２）地域連携ネットワークづくりの基本的考え方

- ・ 権利擁護支援を必要としている人の中には、孤独・孤立の問題を抱えている人がいる。こうしたことから、制度による対応だけでなく、住民同士のつながりや支え合い、社会参加の支援等も重要である。
- ・ そのため、地域連携ネットワークづくりは、地域共生社会実現のための包括的な支援体制や、地域包括ケアや虐待防止などの権利擁護に関する様々な既存のしくみ、地域福祉の推進などと有機的な連携を図りつつ総合的に進める必要がある。
- ・ 国は、地域連携ネットワークが、重層的支援体制整備事業等関連事業・関係機関とより効果的、効率的に連携できるよう、好事例の収集とその横展開を図るほか、具体的な推進方策を検討する必要がある。

(3) 地域連携ネットワークづくりの主体

- ・ 現行計画において、地域連携ネットワークは、全国どの地域においても、尊厳をもったその人らしい生活を継続することができるよう、必要な人が成年後見制度を利用できるようにする観点から、住民に身近な相談窓口等のしくみを有する市町村単位を基本としてきた。
- ・ 次期計画においても、同様の考え方の下、地域連携ネットワークづくりを進めるとともに、地域連携ネットワークを構成する協議会等及び中核機関の整備・運営については、権利擁護支援に関する業務が市町村の福祉部局が有する個人情報に基づき行われることや、行政や地域の幅広い関係者を巻き込んだ連携を調整する必要性などから、市町村が主体となって取り組む必要がある。その際、地域の実情に応じ、重層的なしくみにすることなど柔軟な実施体制も検討する。
- ・ 都道府県は、市町村が地域の実情に応じて広域的な地域連携ネットワークづくりに取り組む場合（例：複数の市町村にまたがる区域で地域連携ネットワークづくりに取り組むこと、個々の市町村単位、圏域などの複数市町村単位、都道府県単位で役割分担することなど）には、地域連携ネットワークの機能を効果的に発揮するという観点から、積極的に市町村の支援や調整を行う必要がある。
- ・ 協議会等及び中核機関の運営は、地域の実情に応じ、市町村による直営又は市町村からの委託などにより行う。市町村が委託する場合等の運営主体については、業務の中立性・公正性の確保に留意しつつ、専門的業務に継続的に対応する能力を有する法人（例：社会福祉協議会、NPO 法人、公益法人等）を適切に選定するものとする。

(4) 市町村の役割

- ・ 市町村は、(3) も踏まえ、地域連携ネットワークづくりやその機能強化に取り組むことに、積極的な役割を果たす必要がある。
- ・ このことは、中核機関及び協議会等の運営を委託等した場合であっても、同様であり、市町村は、中核機関と定期的に情報交換や意見交換を行うとともに、協議会等の開催や参加を通じて、当該地域における権利擁護支援に関する地域課題の把握に努め、その解消に向けて関係者との協力関係の構築を図ることが求められる。
- ・ 市町村は、これらの取組を通じて把握した実態を踏まえ、事業の改善や施策の立案等につなげることが望ましい。実態の把握方法としては、例えば、審議会等の機関を活用して、当該地域における地域連携ネットワークの取組状況について調査審議し、判断能力の十分でない住民の各種相談等を通じて成年後見制度の利用を必要とする人を発見し制度利用につなげる支援ができているかなどの点検、評価等を定期的に行うことなどが考えられる。

- ・ 市町村は、地域連携ネットワーク・中核機関に期待される機能の段階的・計画的整備に向け、市町村計画を定めるとともに、必要に応じて見直すよう努める。
- ・ 協議会等の効果的な運営や市町村計画のあり方については、本会議で引き続き検討する。
- ・ 中核機関のあり方については、4（1）④の地域連携ネットワークの更なる機能強化と併せて検討を行うとともに、中核機関の具体的な機能を表現する名称も検討する。

2 都道府県の機能強化等による中核機関等体制整備の推進

（1）都道府県の基本的な役割

- ・ 都道府県は、管内市町村の体制整備の推進や市町村単位では解決が困難な広域的な課題への対応、国との連携確保など、市町村では担えない役割を主導的に果たすことが期待されている。
- ・ 既に述べたとおり、現行計画の取組では、人口規模が小さく、社会資源等が乏しい町村部などで体制整備が十分に進んでいないため、次期計画においては、都道府県による市町村体制整備支援の機能を強化し、小規模市町村を始めとした市町村における地域連携ネットワークの構築を促進する必要がある。

（2）都道府県による市町村体制整備支援の機能強化

- ・ 都道府県は、市町村等が対応する支援困難事案等に対して、その内容を把握した上で、各分野の専門職が総合的に相談対応を行うしくみをつくることが期待される。
- ・ 国は、各都道府県の取組の進捗状況を踏まえた情報提供や支援等を行うほか、都道府県職員向け研修の拡充、都道府県で権利擁護支援や体制整備支援等を担う専門アドバイザーの養成、国が把握した好事例の共有などを行っていく必要がある。

（3）市町村への具体的な支援内容及び都道府県自らの取組

都道府県は、管内市町村の体制整備を始めとした取組が進むよう、「都道府県による市町村支援のためのガイド」（「成年後見制度利用促進基本計画における地域連携ネットワークと中核機関の体制整備上の課題分析と効果的手法に関する調査研究事業」（厚生労働省令和2年度社会福祉推進事業）により作成。以下同じ。）を参考にして、以下の具体的な支援や自らの取組を積極的に行うことが期待される。その際、「中間とりまとめに当たっての基本的な考え方」（はじめに）や、「権利擁護支援の地域連携ネットワークの持続的な機能強化に関する基本方針」（Iの1）を踏まえることが重要である。

① 継続的な研修の実施

- ・ 市町村や地域連携ネットワークの関係者が体制整備を始めとした取組を継続するためには、成年後見制度の利用促進を含む権利擁護支援の必要性を認識することや、権利擁護支援に関する実務能力を向上することが重要である。
- ・ そのため、都道府県は、市町村等に対して、成年後見制度や権利擁護支援の必要性の理解を高める研修や、市町村長申立等の実務能力を向上させる研修を継続的に実施する必要がある。

② 都道府県単位での連携のしくみを通じた実態把握等

- ・ 市町村の地域連携ネットワークづくりを後押しするため、都道府県でも、家庭裁判所や、専門職団体、都道府県社会福祉協議会、当事者団体等との連携のしくみを構築する。
- ・ この連携の中で、定例的な情報共有、都道府県が行った支援の振り返りと意見交換等のほか、管内市町村の体制整備等の状況や課題、制度の利用ニーズ等の実態把握を行う。

③ 市町村等への情報提供や相談対応

- ・ ②によって得られた実態等の情報は、市町村と共有する。
- ・ 市町村からの相談に適切に対応するため、あらかじめ、相談窓口を整備するとともに、専門職等を派遣するしくみなどを整えておく。

④ 市町村の課題に応じた支援や調整の実施

- ・ 市町村に対する具体的な支援及び調整に当たっては、例えば、担い手不足の課題を抱えている市町村ごと、人口規模が小さい山間部や島しょ部など専門職との連携が十分でない市町村ごとにグループ化をするなど、市町村に共通する課題に応じた対応を行う。
- ・ 市町村と家庭裁判所との連携の促進においては、本庁のみならず、家庭裁判所の支部・出張所を含めた連携にも留意する。
- ・ また、市町村間や、都道府県と市町村との意見交換、交流を進める機会づくりなど、広域での連携も見据えた地方公共団体間の調整の場を設ける。

⑤ 都道府県自らの取組の実施

- ・ 担い手の確保（市民後見人や法人後見の担い手の育成等）や、市町村・中核機関職員等を含めた関係者の継続的な資質の向上など、市町村単独では取り組みにくい課題への対応については、都道府県自らが市町村と連携しながら実施する。

なお、上記の取組を進めるため、都道府県単位の協議会等合議体のあり方について、本会議において引き続き検討する。

3 多様な主体による権利擁護支援の機能強化

(1) 互助・福祉・司法における権利擁護支援の機能強化

既に述べたとおり、次期計画では、地域連携ネットワークが多様な主体の積極的な参画の下で持続可能な形で運営される必要がある。

そのため、以下のとおり、住民同士の「互助」、福祉関係機関・団体、司法関係機関・団体それぞれによる権利擁護支援の機能強化を行うことで、権利擁護支援を必要とする人の発見・支援等地域連携ネットワークの機能強化を行う。

- ・ 都道府県等は、専門職団体の協力も得て、親族後見人や市民後見人等の後見人等や日常生活自立支援事業の支援員のほか、市町村・中核機関の職員に対して、意思決定支援に係る研修等を継続的に行うことが期待される。
- ・ 市町村・中核機関は、地域住民や福祉・司法の関係者を対象にした権利擁護支援に関する研修等を行うことが期待される。都道府県には、当該研修等を実施することができる人材の育成を行うことが期待される。
- ・ 人口規模が小さい山間部や島しょ部に所在する市町村では、権利擁護に関する相談等の必要な支援を効果的に受けるため、オンライン等を活用することが特に重要である。
- ・ 国は、都道府県で意思決定支援の指導者となり得る人材を育成するため、引き続き、「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」に関する研修を実施するとともに、成年後見制度利用促進ポータルサイトで意思決定支援に関する最新の情報や知見を紹介するなどの取組を行う必要がある。また、国は、互助・福祉・司法の支援を効果的に行うため、専門職団体における権利擁護支援・意思決定支援に関する専門アドバイザーの育成を行うほか、地方公共団体におけるオンライン等の活用支援などを行う必要がある。
- ・ 担い手の育成等は互助・福祉・司法における権利擁護支援に、日常生活自立支援事業は主として互助・福祉における権利擁護支援にそれぞれ関係するところ、これらの機能強化については(2)及び(3)に記述する。

(2) 担い手の確保・育成等

- ・ 国、地方公共団体、地域の関係者は、それぞれの役割に応じ、市民後見人、法人後見、専門職後見人等の確保・育成を継続的に行う。
- ・ 併せて、限られた人員等のリソースを本人の適切な支援につなげるためには、役割分担等を関係者の間で認識することが重要であり、担い手の基本的な役割等の更なる整理が必要である。

- ・ 上記を含め、専門職後見人を含めた後見人等の持続可能な育成・支援体制を確保するための方策について、本会議において引き続き検討を行う。

① 市民後見人の育成・活躍支援

ア 基本方針

- ・ 市民後見人の育成等については、適切な後見人等を選任する観点や担い手の確保という観点もあるが、市民後見人としての活動そのものが住民による地域課題解決の取組であり、地域共生社会の実現に資するものであるといえる。このような意味で、市民後見人の育成等は、地域共生社会の実現に資する人材育成や参加支援、地域づくりという観点から進めることが重要である。
- ・ 市民後見人に関する上記の趣旨を踏まえると、全国各地で市民後見人が育成され、育成された市民後見人が本人の意思決定支援などの幅広い場面で活躍できるよう、市町村、中核機関、都道府県、家庭裁判所、専門職団体、その他の地域の関係機関が密接に連携して取組を進めることが重要である。

イ 具体的な取組

- ・ 各地域において、市民後見人の活躍の推進に向けて、地方公共団体と家庭裁判所等が連携して、育成方法、支援体制のあり方、市民後見人の選任に適した事案のイメージや、これらの課題等について、積極的かつ率直な情報共有・意見交換を図ることが重要である。
- ・ 都道府県は、関係機関の連携の確保又は自ら市民後見人の育成等を行うことについて、積極的な役割を果たすことが期待される。
- ・ 国は、全国各地で市民後見人が育成され、育成された市民後見人が本人の意思決定支援などの幅広い場面で活躍できることを促進するため、各地における市民後見人の育成・活躍状況やその課題も踏まえ、養成研修カリキュラムの見直しの検討（意思決定支援や身上保護等の内容を含めることの検討）や、その他の推進策を進める必要がある。
- ・ 各地域においては、上記の国の対応状況も踏まえつつ、養成研修カリキュラムの見直しや、養成研修修了者の活動の受入れ先の拡大等権利擁護支援の取組に参画できる体制づくりを進めることが重要である。
- ・ 国及び地方公共団体は、住民の社会参加や地域づくりを促進する観点から、市民後見人の活動内容ややりがいについて広く周知する。

② 法人後見の担い手の育成

ア 基本方針

法人後見については、制度の利用者増に対応するための後見人等の

担い手確保という観点のほか、比較的長期間にわたる制度利用が想定される障害者や、支援困難な事案への対応などの観点から、全国各地で取組を推進していく必要がある。

イ 具体的な取組

- ・ 法人後見の実施主体については、社会福祉協議会による法人後見の実施の更なる推進が期待される。一方、社会福祉協議会には中核機関等の整備・運営が期待される場合も多い。このため、各地域において、市町村及び都道府県等が連携し、社会福祉協議会以外の法人後見の担い手の育成や、多様な主体による法人後見が実施されるよう、周知・啓発等が行われるべきである。
- ・ 国は、社会福祉法人による法人後見について、自法人の提供する福祉サービスの利用者に対して法人後見を行う場合の利益相反等の観点に十分に留意した上で、その推進を検討する必要がある。
- ・ 国は、法人後見実施団体が増加し、適切な後見活動を行えるようにするため、その活動状況等を踏まえた上で、法人後見養成研修プログラムの検討等を進める必要がある。なお、養成研修プログラムの検討に当たっては、法人後見を実施する団体が後見人等に選任される際の考慮要素等が明らかになっていることが重要である。そのため、最高裁判所には、各家庭裁判所における選任の際の考慮要素等を集約し、明確に共有可能な形で整理する等して、各家庭裁判所と中核機関等との間の必要な意見交換が可能となるよう、積極的に後押しすることが期待される。
- ・ 虐待や触法等の支援困難な事案については、専門職後見人や一般的な法人後見では対応が困難な場合があると指摘されている。そのため、こうした場合でも、尊厳をもったその人らしい生活を継続的、安定的に支えることができるよう、国は、地域連携ネットワークにおける受任者調整や後見人支援の機能強化に関する本会議の検討も踏まえ、そのような後見業務を広域で実施する法人に都道府県・市町村が適切に関与するしくみ等を検討する必要がある。

③ 専門職後見人の確保・育成

専門職後見人の確保・育成については、4（5）のとおり、財産管理及び身上保護における意思決定支援の重視を基本とした上で、それぞれの専門性に応じた受任を想定し、各専門職団体で対応することが基本となる。併せて、専門職団体間で、後見人の質の向上等の取組に関する情報交換を行うなどの連携の強化を通じて、効果的な支援方策の検討につなげることも期待される。

(3) 成年後見制度と日常生活自立支援事業等との連携の推進及び同事業の実施体制の強化

- ・ 成年後見制度と日常生活自立支援事業等との連携の推進については、「日常生活自立支援事業等関連制度と成年後見制度との連携の在り方等についての調査研究事業」（厚生労働省令和2年度社会福祉推進事業。以下同じ。）において、日常生活自立支援事業等に関する現状の課題の整理が行われた。その結果、同事業は、地域住民が生活支援員として本人に寄り添い、見守り、意思決定支援を行いながら適切な金銭管理等を支援することで、尊厳をもったその人らしい生活の安定を図る互助のしくみであり、そのことにより地域福祉が推進されていることが確認された。一方で、同事業からの成年後見制度への移行に課題があることも確認された。
- ・ 国は、地域の関係者が個別事案において本人の尊厳保持に適切な支援の組合せを検討することができるよう、上記研究事業で作成された「日常生活自立支援事業関連諸制度との役割分担チェックシート」を各地域に周知する必要がある。また、国は、成年後見制度の利用を必要とする人が、適切に日常生活自立支援事業等から移行できるよう、市町村の関係部署や関係機関・関係団体との間で個別事案における対応方針の検討等を行うコーディネーターを、同事業のサービスを実施している社会福祉協議会に配置するなど、同事業の実施体制の強化を行う必要がある。
- ・ 国は、本人に寄り添い、見守り、意思決定支援を行いながら適切な金銭管理等を支援することで、尊厳をもったその人らしい生活の安定を行う支援の拡充が図られるよう、本会議におけるこれまでの意見や上記研究事業で確認された課題を踏まえ、日常生活自立支援事業の効果的な実施方策について検討する必要がある。
- ・ 家庭裁判所においても日常生活自立支援事業を含む権利擁護支援に対する理解が進むことが期待される。そのため、最高裁判所においては、家庭裁判所の職員に権利擁護支援の理念が浸透するよう、必要な対応を図ることが期待される。

4 地域連携ネットワーク関係者の連携・協力体制の強化

(1) 中核機関のコーディネート機能の強化による地域連携ネットワークの機能強化

① 機能強化の基本方針

- ・ 地域連携ネットワーク及び中核機関については、広報機能、相談機能、成年後見制度利用促進機能（受任者調整（マッチング）等の支援、担い手の育成・支援、関連制度からのスムーズな移行）、後見人支援機能の4つの機能について、段階的・計画的に整備を図るとともに、不正防止効果にも配慮して整備を図ってきた。

- ・ 次期計画においても、引き続き、全国どの地域に住んでいても成年後見制度の利用が必要な人が制度を利用できるようにするという観点から、まずは、広報機能及び相談機能を充実することが重要である。特に、これから地域連携ネットワークづくりを進める地域においては、引き続き、相談機能の整備を優先すべきである。
- ・ 他方、次期計画では、尊厳をもったその人らしい生活の継続にふさわしい形で成年後見制度の利用が促進されるよう、これまでの広報・相談の取組に加えて、後見人等の受任者調整を含めた制度の利用促進や後見人等の支援を充実していく必要がある。
そのためには、中核機関のコーディネート機能の強化等により、地域連携ネットワーク関係者の連携・協力体制を強化し、地域連携ネットワーク全体としての機能強化が持続可能な形で図られることが重要である。
- ・ 国及び都道府県は、この取組の促進に必要な支援等を適切に行う。特に国は、最新の情報や知見が全国的に共有されることによって地域連携ネットワークの機能強化が図られるよう、成年後見制度利用促進ポータルサイト及び権利擁護支援体制全国ネット（Ｋーねっと）の充実を図る。

② 広報及び相談の機能強化

- ・ 中核機関の広報・相談機能に関するコーディネート機能及びその前提となる情報収集能力を強化するため、市町村・中核機関は、アウトリーチによる潜在化した権利擁護支援ニーズ等の情報収集や、権利擁護支援に関する知見のある専門職の配置等による専門的助言の確保等に努める。
- ・ 人口規模が小さい山間部や島しょ部に所在する市町村においても、権利擁護に関する相談等の必要な支援が効果的に受けられるよう、都道府県による積極的な支援のほか、都道府県社会福祉協議会、専門職団体、日本司法支援センター（法テラス）による支援が望まれる。また、こうした地域においては、相談等の場面を中心として、オンライン等を活用した取組を進める必要がある。

ア 広報における留意点

- ・ 地域連携ネットワークの関係者は、広報及び相談に当たり、国が運用している成年後見制度利用促進ポータルサイト等も活用しながら、尊厳をもったその人らしい生活の継続にふさわしい制度の利用となるよう留意する。
- ・ 成年後見制度の利用促進に係る広報は、その対象者ごとに訴求内容・方法が異なることから、対象者に合わせて行う必要がある。

- ・ 制度を利用する可能性のある本人や本人を取り巻く関係者¹⁰等に対する広報では、制度利用の効果・留意点や制度の活用が有効なケースのほか、声を挙げることができない人を発見し支援につなげることの重要性を周知・啓発するよう努める。
- ・ 市町村・金融機関の窓口において、成年後見制度の利用者が、成年後見制度を利用したことによって支障を被ることのないよう、国及び地方公共団体は、市町村の成年後見制度利用促進以外の関係部署及び金融機関の窓口担当者に対して、同制度の理解の促進を図ることが期待される。

イ 相談における留意点

- ・ 権利擁護支援に関する相談体制の構築に当たっては、本人を取り巻く関係者が日頃から接している権利擁護支援を必要とする人を把握し、これらの関係者から寄せられる相談への対応、成年後見制度等の利用が必要かどうかのニーズの精査、必要な見守り体制へのつながりが行えるようにする。
- ・ この際、地域の身近な窓口を中心とした体制整備に配慮するとともに、地域の専門職団体や法テラス等の協力を得ることも検討する。
- ・ このほか、地域の実情に応じて、他の市町村や都道府県との連携等により専門的な相談を受ける体制を整備するなど、重層的な体制の整備も検討する。

③ 受任者調整及び後見人支援の機能強化

- ・ 都道府県及び市町村は、後見人候補者の的確な推薦や後見人への支援を行うことができるよう、家庭裁判所の積極的な協力も得て、日頃から各地域の家庭裁判所との連携体制を整える必要がある。この際、地域の実情に応じ、家庭裁判所の支部・出張所も含めた協議の場の設定も検討する必要がある。
- ・ 市町村・中核機関は、家庭裁判所や専門職団体とも連携し、個人情報を含まない架空のモデル事例に対する検討を行う等によって後見人候補者イメージの共通認識を得た上で、地域の実情に合った受任者調整の進め方を検討する必要がある。
- ・ なお、相談、受任者調整、後見人支援等は一連の流れの支援であるため、「広報及び相談の機能強化」(②)に記載した中核機関のコーディネート機能の強化に関する取組は、受任者調整や後見人支援の適切な実施及びその強化にも効果がある。

¹⁰ 本人に身近な家族・親族・医療・福祉・介護等の関係者、民生委員・自治会・民間事業者等の地域の関係者のこと。

④ 地域連携ネットワークの更なる機能強化の検討

地域連携ネットワークが担う機能のあり方やその強化は、家庭裁判所における後見人等への監督及び地域連携ネットワークにおける後見人等への支援のあり方についての整理や、福祉・行政と司法との連携のあり方も踏まえて検討する必要があることから、本会議において引き続き検討する。併せて、後見人等に対する苦情への対応等を含めた後見事務に関する調整・助言・指導等や意思決定支援のあり方、これに関する裁判所、中核機関、専門職団体、都道府県その他関係者・団体のそれぞれの性質・役割に応じた連携方法・役割分担のあり方も検討する。なお、中核機関については、未整備地域があることや地域の実情に応じて担っている役割が異なることについても考慮する必要がある。

(2) 地域連携ネットワークの更なる機能強化に向けた関係機関の連携推進

- ・ 各地域において、地域連携ネットワークの機能を十分に発揮するためには、家庭裁判所、専門職団体、社会福祉協議会、地域包括支援センター、民生委員等、これまでもそれぞれの立場から役割を果たしてきた関係機関・関係団体・関係者と緊密に連携を図っていくことが重要である。
- ・ 加えて、尊厳をもったその人らしい生活の継続を支援するとの観点からは、制度を利用する当事者等の意見を反映することができるよう、当事者等を協議会等の構成員とするなどの連携を図るとともに、地域の実情に応じて、日本司法支援センター（法テラス）、弁護士会・リーガルサポート¹¹・社会福祉士会以外の成年後見制度について実績のある専門職団体、法人後見を実施する等権利擁護に関する取組を行う団体、消費生活センター、公証役場、金融機関、(6)の民間事業者等との連携を図っていくことも必要である。
- ・ 各市町村・中核機関は、その機能をより発揮するため、他の市町村・中核機関との交流等による連携を図ることも重要であり、都道府県がこれを支援することが望まれる。

(3) 権利侵害の回復支援における市町村の対応

① 市町村の責務

- ・ 老人福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律では、高齢者、障害者等の福祉を図るため特に必要があるときは、市町村長申立ができるとされている。
- ・ 特に、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」や「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」では、養護者による虐待の通報・届出のあった高齢者や障害者の虐待防止

¹¹ 司法書士を構成員とする公益社団法人のこと。

や保護が図られるよう、適切に市町村長申立をするものとされている。また、財産上の不当取引の被害を受け、又は受けるおそれのある高齢者、障害者についても、同様である。更に、国及び地方公共団体は、同様の観点から、成年後見制度の周知や同制度の利用に係る経済的負担の軽減を図る措置等を講ずることにより、同制度が広く利用されるようにしなければならないとされている。

② 市町村長申立の適切な実施

- ・ 市町村長申立は、一部の市町村において適切に実施されていないなど、その実施状況に市町村間で格差があるとの指摘がある。そのため、各地域において、成年後見制度が必要な人を発見し相談につなげるための地域連携ネットワークの整備・拡充を進める必要がある。また、虐待等の事案については、積極的に市町村長申立を活用する必要がある。
- ・ 都道府県は、「都道府県による市町村支援のためのガイド」、「日常生活自立支援事業等関連制度と成年後見制度との連携の在り方等についての調査研究事業」の報告書、「任意後見・補助・保佐等広報相談体制強化事業に関する相談体制強化事業報告書」（厚生労働省令和2年度委託事業）を踏まえ、市町村職員、中核機関職員、日常生活自立支援事業に関係している職員に対して、市町村長申立に関する実務を含めた研修を実施することが望まれる。
- ・ 都道府県は、市町村長申立を適切に実施していない市町村に個別の働きかけを行うことが望まれる。
- ・ 国は、都道府県が継続的に研修を実施することができるよう、都道府県職員向け研修の拡充等必要な方策を講じる必要がある。
- ・ 国は、「成年後見制度における市町村長申立に関する実務者協議」の結果を踏まえ、親族調査のあり方や、本人の住所地と実際の居所が異なる場合等における審判の請求に係る市町村間の調整を円滑にするための対応を進める必要がある。また、その後の実施状況等市町村長申立の実態等を把握し、その結果を踏まえ、市町村長申立がより適切に実施されるよう改善を図っていく必要がある。

（４）家庭裁判所の役割と連携に向けた取組

- ・ 各家庭裁判所には、地域連携ネットワークの整備・機能強化や成年後見制度の運用改善等に向けて、その支部や出張所を含め、地方公共団体、中核機関、専門職団体、協議会等と積極的に連携し、取組情報の交換や意見交換を図ることが期待される。
- ・ 国は、家庭裁判所と各関係機関との連携に関する好事例の全国展開を図る。
- ・ 家庭裁判所に期待されている役割や関係者との連携に関して、「積極的に

対応すること」や「体制を強化すること」を求める意見、「家庭裁判所との連携に向けた地方公共団体側の課題認識を家庭裁判所に対して的確に伝えること」を求める意見、「後見人等の選任や報酬付与等の判断は、個々の事案における裁判官の独立の判断ではあるものの、裁判官同士が問題意識を共有して意見交換しその成果を集約して成年後見制度の利用者等と共有することはできるのであり、そのような営みを通じて相互理解とコミュニケーションを進めることが重要である」との意見等があった。家庭裁判所に期待されている役割や関係者との連携の具体的なあり方は、こうした意見のほか、家庭裁判所における後見人等への監督及び地域連携ネットワークにおける後見人等への支援のあり方についての整理や、福祉・行政と司法との連携のあり方も踏まえて、本会議において引き続き検討する。

(5) 専門職団体の役割と連携に向けた取組

① 基本的役割

成年後見制度に関わる専門職団体は、地域における協議会等に積極的に参加し、地域連携ネットワークにおける相談対応、チームによる支援の活動などにおいて専門性を生かした積極的な役割を果たすことが期待される。

② 具体的な取組

各専門職団体は、それぞれの専門分野に応じ、引き続き現行計画における役割を果たすことに加えて、以下の役割を果たすことも期待される。

- ・ 地域連携ネットワークで活躍できる人材を育成すること。
- ・ 適切に後見事務を行うことができる専門職を継続的に育成・確保すること。具体的に研修等の取組を行う際には、後見人等は財産管理及び身上保護の両方を担うものであること、いずれの事務も本人の意思決定支援の観点から行う必要があることを踏まえた上で、それぞれに期待される専門性の質が確保されるようにすること。なお、研修の内容は、国が実施する研修の内容を踏まえつつ、取組の実践例を含める等、実践的なものとなるようにすること。
- ・ 都道府県と連携し、市町村に対して、総合的な相談対応や助言を行うための専門職を派遣すること。
- ・ 人口規模が小さい山間部や島しょ部に所在する市町村においても、権利擁護に関する相談等の必要な支援が受けられるよう協力すること。
- ・ 各専門職団体に所属する専門職後見人等に対する苦情に適切に対応することができるよう、連絡窓口を整備する等の対応を行うこと。
- ・ 地域連携ネットワークと連携を進める団体は、地域連携ネットワークとの連携窓口を整備するとともに、自らの団体が地域連携ネットワークの中で担える役割等の情報共有を進めること。

(6) 新たな連携・協力体制の構築

多様な地域課題に対応するため、公的な機関や民間事業者において、身寄りのない人等への生活支援等のサービス（簡易な金銭管理、意思決定支援に関する取組、その他各種の生活支援サービス。以下同じ。）、本来業務に付随した身寄りのない人等の見守り、寄付等を活用した福祉活動等様々な取組が行われている。こうした取組については、公的な制度の隙間を埋めるものや公的な制度利用の入り口として効果的であるとの指摘がある一方、一部の事業者については運営方法が不透明であるなどの課題も指摘されている。

今後、2025年を迎え、認知症高齢者が増加するなどして、成年後見制度の利用を含む権利擁護支援のニーズが更に多様化、増大することが想定されることを踏まえ、地域連携ネットワークの機能を強化する必要があるが、そのためには、これまで地域連携ネットワークに参画していた主体による取組や連携の強化に加え、多様な主体の参画によるきめ細かな支援が必要となる。

民間事業者等の多様な主体の参画による取組は、以下の方針により、地域連携ネットワークの機能強化にも資するように拡げていく必要がある。

- ・ 国は、民間事業者や当事者団体等多様な主体が権利擁護支援を適切に実施することができるよう、これらの主体が地域福祉の取組と連携して参画をする方策を検討する必要がある。
- ・ また、国は、身寄りのない人等への生活支援等のサービスを誰もが安心して利用することができるよう、運営の透明性や信頼性の確保の方策、地域連携ネットワーク等との連携方策、意思決定支援を確保する方策、市民後見人養成研修の修了者等地域住民を含めた様々な主体が参画する方策等を検討する必要がある。
- ・ 上記の検討と併せて、身寄り等がいなくとも、地域において安心して暮らすことができるよう、身元保証人・身元引受人等がいらないことを前提とした医療機関の対応方法を事業者に示すとともに、施設入所時の身元保証人や公営住宅入居時の連帯保証人を求める必要はないことなどを事業者等に周知するなどの対応を更に進めていく必要がある。
- ・ 寄付等の資金を活用した権利擁護支援に関する取組が、住民や多様な主体の理解、共感、参画を得て各地域（例えば都道府県単位）で普及するよう、国において必要な方策を検討する必要がある。その際、サービス提供者がサービス利用者から寄付等を受けることは利益相反のおそれがあるため、寄付を直接受けないしくみ、資金の適切な管理方法・効果的な活用方法等も検討する必要がある。
- ・ 一部の金融機関では、顧客本位の業務運営の一環として、近年、職員の認知症に対する理解を向上させるとともに、地方公共団体や地域の福祉機関等と連携し、判断能力の低下した高齢者等の権利擁護等に努める取組が行われ

ている。

こうした取組は、意思決定支援を含む権利擁護支援の取組と、趣旨を共通するものであり、金融機関には、地域連携ネットワークとの連携を図り、本人の意思を尊重しながら、見守り等の権利擁護支援で役割を発揮することが期待される。

- ・ 金融機関は、本人以外から預金取引の申出や保険金等の支払請求を受けた際、当該申出等が本人の日常生活の支援という目的・範囲に照らして合理的なものであるかどうかの確認を行うだけでなく、本人の権利擁護の観点から、本人にとっての必要性や利便性ととともに、権利侵害の防止も重視して対応することが期待される。上記の観点から、国は、金融機関に対して、成年後見制度や権利擁護支援の理解を促進するため、周知等を行う必要がある。

Ⅱ 本人のための成年後見制度の運用改善等

1 高齢者と障害者の特性に応じた意思決定支援とその浸透

意思決定支援は権利擁護支援の重要な要素であり、意思決定支援の理念が地域に浸透することにより、成年後見制度を含む必要な支援に適時・適切につながるができるようになることはもちろん、尊厳をもったその人らしい生活を継続することができる社会の実現にも適うことになる。

後見人等は、本人の自己決定権の尊重を図りつつ、身上に配慮した後見事務を行う必要がある、本人を代理して法律行為をする場合にも、本人の意思決定支援の観点から、本人の意思を尊重し、法律行為の内容にそれを反映する必要がある。

後見人等が意思決定支援を踏まえた後見事務を行うに当たっては、日常的に本人へのチーム支援を行う様々な関係者が意思決定支援の考え方を理解し、実践することが重要である。また、家庭裁判所職員における意思決定支援についての理解と、意思決定支援を踏まえた対応も重要である。

そのため、以下の取組を行う必要がある。

(1) 成年後見制度の利用促進における意思決定支援の浸透

- ・ 国及び地方公共団体は、Ⅰ 3 (1) のとおり、成年後見制度の利用促進における意思決定支援の浸透を図る取組を推進する。
- ・ 専門職団体は、Ⅰ 4 (5) のとおり、専門職に対する研修等を実施する。
- ・ 「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」の普及・啓発に当たっては、同ガイドラインが示す原則的な考え方やチームによる支援の重要性のほか、本人の意思及び選好（本人による意思決定の土台となる本人の生活上の好き嫌いや優先順位、大切にしている事柄等）を記録し関係者が確認できるしくみの紹介などの実践につながる普及・啓発を併せて行うことに留意

する必要がある。

(2) 様々な分野における意思決定支援の浸透

- ・ 「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」、「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン」、「身寄りのない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」等について、引き続き研修等で活用するなど、幅広い関係者に普及・啓発を行っていく必要がある。
- ・ 国は、関係者等における各ガイドラインの理解状況等を把握した上で、各ガイドラインに共通する基本的な意思決定支援の考え方についての議論を進め、その結果を整理した資料を作成する必要がある。その上で、国、地方公共団体、地域の関係者は、意思決定支援の取組が、保健、医療、福祉、介護、金融等幅広い関係者や地域住民に浸透するよう、意思決定支援の考え方を整理した資料等も活用し、研修等を通じて継続的に普及・啓発を行う必要がある。
- ・ 地域住民への意思決定支援の浸透は、市民後見人の果たす役割も大きい。このため、国は、市民後見人養成研修修了者が、地域で行われている身寄りのない人等への生活支援等のサービス提供の際に行われる意思決定支援に参画できる方策を検討する必要がある。
- ・ 意思決定支援を踏まえた支援が適切に実施されるためには、継続的な取組や定期的な見直しが必要である。国は、関係者における意思決定支援の取組状況や課題を踏まえ、必要に応じて、医療、福祉、介護等幅広い関係者による支援が適切に実践される方策を検討する必要がある。
- ・ 家庭裁判所においても意思決定支援に対する理解が進むことや、意思決定支援を踏まえた対応が図られることが期待される。そのため、最高裁判所においては、家庭裁判所の職員に意思決定支援の理念が浸透するよう、必要な対応を図ることが期待される。

2 適切な後見人等の選任・交代の推進等

適切な後見人等の選任・交代の推進や報酬のあり方等について、既に様々な意見が出ているが、これらについては、課題等を十分に把握しつつ、本会議において引き続き検討する。

3 任意後見・補助・保佐の利用促進等

(1) 任意後見・補助・保佐の利用促進

- ・ 行政、専門職団体、各地域の相談窓口等において、任意後見・補助・保佐に関する周知活動を強化する。周知に当たっては、制度利用の効果や参考事例、本人が尊厳をもったその人らしい生活を継続することができるようにす

るための制度運用の改善が進められていることも伝えていくことが重要である。また、任意後見制度については、地域の実情に応じて、公証人が遺言制度と併せて周知するなど、公証役場や法務局等の関係機関と連携して周知活動を行うことが効果的である。

- ・ 利用者が適切な時機に、任意後見・補助・保佐の活用を含めた制度の利用ができるよう、広報機能・相談機能を備えた地域連携ネットワークの体制整備を推進する。
- ・ 国による広報活動や研修等を通じて、市町村や中核機関等の職員に対して、任意後見・補助・保佐等の成年後見制度の理解を図っていくことも重要である。
- ・ 今後、任意後見制度の利用が増加することを想定し、各地域において、社会福祉協議会を含め、適切な担い手の育成を進める必要がある。

(2) 任意後見制度の趣旨に沿った適切な運用の確保に関する取組

- ・ 任意後見制度の周知は、判断能力が低下した場合には速やかに任意後見監督人の選任の申立てをする必要があることも含めて行うことが重要である。また、公証人は、任意後見契約締結時に、その契約内容及び判断能力が低下した場合には速やかに任意後見監督人の選任の申立てをする必要があることを丁寧に説明し、理解を得る必要がある。
- ・ 国は、任意後見契約において適切な時機に任意後見監督人の選任の申立がされることなど、任意後見制度の趣旨に沿った適切な運用を確保するためのその他の方策について、引き続き検討する。